入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和5年4月14日付け令和5年北海道教育庁根室教育局告示第20号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道教育庁根室教育局長 日 向 正 明

- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 根室管内道立学校で使用する電力
 - ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)
 - 6校 1月当たり390kW
 - イ 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)

6校 年間合計1,014,672kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様 電力需給契約書(案)による
- (3) 契約期間

令和5年(2023年)7月1日から令和6年(2024年)6月30日まで

(4) 納入場所

電力需給契約書(案)による 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育庁根室教育局告示第19号に規定する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 根室市常盤町3丁目28番地北海道根室振興局3階大会議室(送付による場合は、 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地北海道教育庁根室教育局道立学校 運営支援室)
- (2) 入札日時 令和5年(2023年)5月25日(木)午前11時(送付による場合は、同月24日(水) 午後4時必着)
- (3) 開札場所 (1) に同じ。
- (4) 開札日時 (2) に同じ。
- 6 開札に立ち会う者に関する事項
- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(銭単位の単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 10 契約書作成の要否

要

- 11 その他
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札の日の前日までに、提出した書類について北海道から 説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (2) 無効入札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に 掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。

- (5) 入札書及び内訳の記載方法
 - ア 入札書には、基本料金1キロワット、電力量料金1キロワット時当たりの単価(銭単位) を記載すること。なお、基本料金における力率は、100パーセント(力率割引率15パーセント)として算定すること。また、入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
 - イ アで作成した入札書には、仕様書で表示した予定数量を乗じて、年間の総価額(1円未 満の端数があるときは、端数を切り捨てること。)を算定した内訳を記載すること。
 - ウ 力率の変動、その他の要因による電気料の調整及び仕様に定めのない他の供給条件については、契約当事者の協議の上定めるものとする。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名称

北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室

イ 所在地

郵便番号 087-8588

住 所 根室市常盤町3丁目28番地

- ウ 電話番号 0153-24-5829
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。